

静岡県立大学国際学生寮の名称等及び寮費に関する細則

令和5年4月1日 細則第69号

(目的)

第1条 この細則は静岡県立大学国際学生寮規程（以下「寮規程」という。）第3条に規定する学生寮の名称等及寮費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称等)

第2条 寮規程第3条第2項に規定する学生寮の用に供するものの名称等は、別表1のとおりとする。

(寮費)

第3条 寮規程第14条第2項に規定する寮費は別表2のとおりとする。寮費には、室料に加え、光熱水費、インターネット接続料及び共益費（以下「光熱水費等」という。）が含まれる。

2 寮生の入寮日が月の1～15日の場合は1か月分、16日以降の場合は1か月に2分の1を乗じた分（以下「半月分」という。）、退寮日が1～15日の場合は半月分、16日以降の場合は1か月分の寮費を納付する。

3 既納の寮費は、理由のいかんに関わらず返還しない。ただし、第3条第4号の事由により、寮生が寮費の免除を許可された場合は、この限りではない。また、寮生が寮費を前納している期間中に退寮したときは、当該寮生の申請により、所定の手続を経て返還することがある。

4 寮費が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該各号に定める寮費の全部又は一部を免除することができる。

(1) 寮生の死亡又は行方不明により学籍を除かれたとき。

(2) 寮生又は当該学生の学資を主として負担している者が風水害等の被害を受け、納付が著しく困難であると認められるとき。

(3) 寮規程第6条第3項の入寮資格により入寮を許可された交換留学生のうち、当該交換留学に係る協定により本学が住居を確保する義務を負うとき。ただし、この場合は室料を免除する。

(4) 寮規程第13条に規定するRAに任命されたとき。ただし、この場合は、室料の月額に2分の1を乗じた分を免除する。

(5) その他、理事長が免除を許可することが適当であると認めるとき。

(雑則)

第4条 この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名称	所在地	定員
つつじヶ丘住宅 B 棟 (つつじヶ丘教職員住宅 (B 棟)) 101 号及び 102 号	静岡市清水区草薙 220 番 61 号	4 人以内
小鹿住宅 (小鹿教職員住宅 (A 棟)) 101 号	静岡県静岡市駿河区小鹿 1 丁目 33-22	2 人以内

別表 2 (第 3 条関係)

名称	部屋の広さ等	寮費 (月額) 一人あたり
つつじヶ丘国際学生寮 (つつじヶ丘教職員住宅 (A 棟))	10~12m ²	(室料) 15,000円 (光熱水費等) 10,000円
	15m ²	(室料) 20,000円 (光熱水費等) 10,000円
つつじヶ丘住宅 B 棟	4 D K	(室料) 15,000円 (光熱水費等) 10,000円
小鹿住宅	2 D K	(室料) 15,000円 (光熱水費等) 10,000円